

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2983号及び第2984号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った個人情報開示決定、個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「訪問家族票」の個人情報開示決定、「乳幼児健康診査票」の個人情報一部開示決定、「母子訪問指導票」の個人情報一部開示決定、「援助記録」の個人情報一部開示決定及び「養育支援に関する記録」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2983号】

- (2) 「訪問家族票」の個人情報一部開示決定、「乳幼児健康診査票」の個人情報一部開示決定、「母子訪問指導票」の個人情報一部開示決定、「援助記録」の個人情報一部開示決定及び「養育支援に関する記録」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2984号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2983	令和2年4月3日	令和2年6月4日	令和2年9月1日	令和2年10月1日	個人	市長
2984	令和2年4月3日	令和2年6月4日	令和2年9月1日	令和2年10月1日	個人	市長

### 3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2983	「訪問家族票」（以下「個人情報1」という。）、「乳幼児健康診査票」（以下「個人情報2」という。）、「母子訪問指導票」（以下「個人情報3」という。）、「援助記録」（以下「個人情報4」という。）及び「養育支援に関する記録」（以下「個人情報5」という。）	<p>個人情報開示決定、一部開示及び非開示決定</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という）第22条第3号に該当</p> <p>・個人情報2のうち本人開示請求者以外の個人のサイン、個人情報3のうち本人開示請求者以外の個人印の印影並びに個人情報2から個人情報4までのうち個人の相談記録</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。ま</p>	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
	（個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）	た、開示することにより、特定の個人の権利・利益を害するおそれがあるため。） <b>条例第22条第7号柱書に該当</b> ・ <b>個人情報5の全部</b> （旭区役所こども家庭支援課の対応・評価・方針及び所見を開示することにより、支援等に対する信頼が失われ、後の相談・支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）	
2984	「訪問家族票」（以下「個人情報1」という。）、「乳幼児健康診査票」（以下「個人情報2」という。）、「母子訪問指導票」（以下「個人情報3」という。）、「援助記録」（以下「個人情報4」という。）及び「養育支援に関する記録」（以下「個人情報5」という。）（個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示決定及び非開示決定 <b>条例第22条第3号に該当</b> ・ <b>個人情報1から個人情報3までのうち本人開示請求者以外の個人の電話番号、個人情報2のうち本人開示請求者以外の個人のサイン、就労状況及び続柄、個人情報3のうち本人開示請求者以外の個人の氏名、住所、心身の状況及び個人印の印影並びに個人情報2から個人情報4までのうち本人開示請求者以外の個人の相談記録</b> （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、特定の個人の権利・利益を害するおそれがあるため。） <b>条例第22条第7号に該当</b> ・ <b>個人情報2から個人情報4までのうち旭区役所こども家庭支援課における対応、評価、方針及び所見に関する情報並びに個人情報5の全部</b> （旭区役所こども家庭支援課の対応・評価・方針及び所見を開示することにより、支援等に対する信頼が失われ、後の相談・支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2983	<p><b>《こども家庭支援課における子育て支援に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、各区福祉保健センターこども家庭支援課において、福祉、保健等の一体的なサービスを提供し、児童虐待の防止、子育て支援、発達支援及び家庭支援を行っている。</p> <p>ア 母子保健に関する訪問等に係る事務について</p> <p>横浜市では、母子保健法（昭和40年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）等に基づき、母子保健に関する訪問やこんにちは赤ちゃん訪問事業等を行っている。福祉保健センター職員、母子訪問指導員等が子どもとその養育者等を訪問し、必要な支援を行っている。</p> <p>イ 乳幼児健康診査に係る事務について</p> <p>乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条並びに母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第2条に基づき実施するものであり、乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としている。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2983</p>	<p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>ア 本件保有個人情報は、旭区福祉保健センターこども家庭支援課（以下「旭区こども家庭支援課」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）及びその養育者と関わった記録のうち、審査請求人を本人とする保有個人情報である。</p> <p>イ 個人情報1は、本件児童及びその養育者に係る母子保健に関する訪問を行った際に作成した文書に記録された家族構成等の情報である。</p> <p>ウ 個人情報2は、本件児童の健康診査に係る文書の表紙並びに4か月児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査問診票に記録された情報である。</p> <p>エ 個人情報3は、母子保健に関する訪問時に作成した文書に記録された、本件児童及びその養育者に係る情報、訪問時の状況等の情報である。</p> <p>オ 個人情報4は、1歳6か月児健康診査後に本件児童に係る相談援助を行った際に作成した文書に記録された相談時の状況等の情報である。</p> <p>カ 個人情報5は、本件児童及びその養育者への支援に係る情報である。</p> <p>キ 実施機関は、本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定した上で、個人情報1については開示し、個人情報2から個人情報4までのうち相談記録の一部（以下「本件相談記録」という。）並びに個人情報2及び個人情報3のうち非常勤職員のサイン及び個人印の印影（以下「本件職員情報」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示とし、個人情報5についてはその全部を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。</p> <p><b>《本件保有個人情報の特定について》</b></p> <p>ア 審査請求人は、審査請求書において、特定の日時に実施機関が行った本件児童や家庭に関する相談、支援等の文書に係る保有個人情報の開示を求めている。実施機関は、本件保有個人情報のほかに本件本人開示請求に係る文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 審査請求人が審査請求書で特定している日時は、審査請求人が旭区こども家庭支援課の窓口に来た日時と推測するが、窓口対応の全てを記録することはしておらず、審査請求人とのやり取りについても何ら文書は作成していない。よって、当該日時の相談、支援等の文書に係る保有個人情報は保有していない。</p> <p>(イ) 本件保有個人情報のほかに、審査請求人の保有個人情報が含まれる可能性がある情報としては、本件児童のこんにちは赤ちゃん訪問事業に係る保有個人情報を保有していたが、本件本人開示請求時点では、保存期間を経過していたため既に廃棄していた。</p> <p>イ 以上の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、本件保有個人情報のほかに、特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>ウ なお、本件審査請求では、個人情報1の個人情報開示決定の取消しを求めているが、これは、個人情報1のうち本件本人開示請求の対象とはならないとして白く塗布した上で斜線を記入する処理（以下「白抜き処理」という。）を施した部分の開示を求めているとも解される。当審査会において個人情報1の白抜き処理部分を見分したところ、当該部分には審査請求人以外の個人に係る情報が記録されており、審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」には当たらないことが認められたため、白抜き処理をした実施機関の判断は妥当である。</p> <p><b>《条例第22条第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 本件相談記録について</p> <p>当審査会において本件相談記録を見分したところ、本件児童の健康診査の際や、母子保健に関する訪問、支援の際に、審査請求人以外の特定の個人が相談した内容や当該特定個人の思いが詳細に記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、本件処分が開示されている他の情報と照合することにより本人開示</p>

答申 番号	判断の要旨
2983	<p>請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 本件職員情報について</p> <p>当審査会において本件職員情報を見分したところ、実施機関の非常勤職員が記載したサイン並びに非常勤職員の氏名及び個人印の印影であった。これらの情報は、本人開示請求者以外の人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。また、非常勤職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p><b>《条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>当審査会において個人情報5を見分したところ、文書全体が、本件児童やその養育者に対する実施機関の養育支援方針を示す記録であって、その方針に沿った対応を進めるのに必要な情報として、本件児童の家族の状況、担当者と養育者とのやり取り、本件児童や養育者に対する担当者の評価及び所見、実施機関の対応方針、担当者が必要に応じ関係機関と連絡及び調整した内容等が記録されていた。</p> <p>個人情報5を本件児童の父である審査請求人に開示すると、実施機関の養育支援方針が明らかとなり、それが審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関に対して不安や不満を抱き、本件児童やその養育者の相談、支援業務に協力が得られなくなるなど、実施機関の今後の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。よって、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2984	<p><b>《こども家庭支援課における子育て支援に係る事務について》</b></p> <p>※ 答申第2983号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>ア 本件保有個人情報は、旭区こども家庭支援課が審査請求人及びその養育者と関わった記録のうち、審査請求人を本人とする保有個人情報である。なお、本件本人開示請求は、未成年者である審査請求人の法定代理人である父親が審査請求人に代わって行ったものである。</p> <p>イ 個人情報1は、審査請求人及びその養育者に係る母子保健に関する訪問を行った際に作成した文書に記録された家族構成等の情報である。</p> <p>ウ 個人情報2は、審査請求人の健康診査に係る文書の表紙、4か月児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査問診票及び健診票並びに乳幼児身体発育曲線に記録された情報である。</p> <p>エ 個人情報3は、母子保健に関する訪問時に作成した文書に記録された、審査請求人及びその養育者に係る情報、訪問時の状況等の情報である。</p> <p>オ 個人情報4は、1歳6か月児健康診査後に審査請求人に係る相談援助を行った際に作成した文書に記録された相談時の状況等の情報である。</p> <p>カ 個人情報5は、審査請求人及びその養育者への支援に係る情報である。</p> <p>キ 実施機関は、本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定した上で、個人情報1及び個人情報2のうち審査請求人以外の個人の電話番号、個人情報2のうち審査請求人以外の個人の就労状況及び健康状況、個人情報3のうち審査請求人以外の個人の出身に係る情報並びに個人情報2のうち面接者及び来所者の情報（これらを総称して、以下「本件電話番号等」という。）並びに個人情報2から個人情報4までのうち審査請求人以外の個人の相談内容（以下「本件相談記録」という。）並びに個人情報2及び個人情報3のうち非常勤職員のサイン、氏名及び個人印の印影（以下「本件職員情報」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>また、個人情報2から個人情報4までのうち旭区こども家庭支援課の担当者の審査請求</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2984</p>	<p>人及びその養育者に対する対応、評価、方針、所見等に係る情報（以下「本件評価等情報」という。）並びに個人情報5の全部については、条例第22条第7号に該当するとして、非開示としている。</p> <p><b>《本件保有個人情報の特定について》</b></p> <p>ア 審査請求人は、審査請求書において、特定の日時に実施機関が行った審査請求人や家庭に関する相談、支援等の文書に係る保有個人情報の開示を求めている。実施機関は、本件保有個人情報のほかに本件本人開示請求に係る文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 審査請求人が審査請求書で特定している日時は、審査請求人代理人が旭区こども家庭支援課の窓口に来た日時であると推測するが、窓口対応の全てを記録することはしておらず、審査請求人代理人とのやり取りについても何ら文書は作成していない。よって、当該日時の相談、支援等の文書に係る保有個人情報は保有していない。</p> <p>(イ) 本件保有個人情報のほかに、審査請求人の保有個人情報が含まれる可能性がある情報としては、審査請求人のこんにちは赤ちゃん訪問事業に係る保有個人情報を保有していたが、本件本人開示請求時点では、保存期間を経過していたため既に廃棄していた。</p> <p>イ 以上の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、本件保有個人情報のほかに、特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p><b>《条例第22条第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 本件電話番号等について</p> <p>当審査会において本件電話番号等を見分したところ、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 本件相談記録について</p> <p>当審査会において本件相談記録を見分したところ、審査請求人の健康診査の際や、母子保健に関する訪問、支援の際に、審査請求人以外の特定の個人が相談した内容や当該特定個人の思いが詳細に記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、本件処分で開示されている他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 本件職員情報について</p> <p>当審査会において本件職員情報を見分したところ、実施機関の非常勤職員が記載したサイン並びに非常勤職員の氏名及び個人印の印影であった。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。また、非常勤職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p><b>《条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 当審査会において本件評価等情報を見分したところ、実施機関が審査請求人及びその養育者の対応及び支援の事務を遂行していく際に記録した情報であって、審査請求人及びその養育者に対する対応、評価及び所見、それらを踏まえた方針等が詳細に記録されていた。</p> <p>イ また、個人情報5を見分したところ、文書全体が、審査請求人やその養育者に対する実施機関の養育支援方針を示す記録であって、その方針に沿った対応を進めるのに必要な情報として、審査請求人の家族の状況、担当者と養育者とのやり取り、審査請求人や養育者に対する担当者の評価及び所見、実施機関の対応方針、担当者が必要に応じ関係機関と連絡及び調整した内容等が記録されていた。</p> <p>ウ 本件評価等情報及び個人情報5を審査請求人に開示すると、実施機関の審査請求人やそ</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>の養育者に対する評価、所見及び養育支援方針が明らかとなり、それが審査請求人やその養育者の認識と異なっていた場合、実施機関と審査請求人等の信頼関係が損なわれ、審査請求人等が担当者の支援等を拒否するなど、実施機関の今後の相談、支援業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。よって、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881